

## 新潟県青少年健全育成条例施行規則

昭和 52 年 6 月 3 日新潟県規則第 48 号  
改正 昭和 59 年 3 月 30 日規則第 41 号  
昭和 60 年 3 月 30 日規則第 38 号  
平成 3 年 6 月 7 日規則第 42 号  
平成 5 年 3 月 31 日規則第 29 号  
平成 6 年 3 月 22 日規則第 23 号  
平成 8 年 3 月 29 日規則第 27 号  
平成 8 年 9 月 13 日規則第 69 号  
平成 9 年 12 月 26 日規則第 101 号  
平成 12 年 3 月 24 日規則第 7 号  
平成 13 年 6 月 15 日規則第 75 号  
平成 14 年 3 月 29 日規則第 21 号  
平成 16 年 3 月 31 日規則第 57 号  
平成 16 年 12 月 28 日規則第 134 号  
平成 17 年 2 月 25 日規則第 11 号  
平成 17 年 3 月 19 日規則第 31 号  
平成 17 年 4 月 1 日規則第 92 号  
平成 17 年 5 月 1 日規則第 103 号  
平成 17 年 9 月 1 日規則第 119 号  
平成 17 年 9 月 16 日規則第 124 号  
平成 18 年 3 月 31 日規則第 24 号  
平成 19 年 12 月 25 日規則第 87 号  
平成 23 年 10 月 18 日規則第 44 号  
平成 24 年 7 月 6 日規則第 33 号  
平成 28 年 3 月 30 日規則第 23 号  
平成 30 年 3 月 30 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県青少年健全育成条例(昭和 52 年新潟県条例第 6 号。以下「条例」という。)の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

(推奨及び指定の認定基準)

第 2 条 条例第 13 条の規定による推奨並びに条例第 16 条第 1 項、条例第 17 条第 1 項、条例第 18 条第 1 項及び条例第 19 条第 1 項の規定による指定の認定基準については、別に定めるところによる。

(利用カード等販売機による販売の届出等)

第 3 条 条例第 15 条の 4 第 1 項の規定による届出は、別記第 1 号様式により、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)を添えて行うものとする。

2 条例第 15 条の 4 第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 利用カード等に係るテレホンクラブ等営業所の名称

(2) 利用カード等販売機を設置する土地又は建物の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び電話番号

(3) 利用カード等販売機の設置場所付近の状況

3 知事は、第 1 項の届出を受理したときは、別記第 2 号様式による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

（利用カード等販売機による販売の変更等の届出等）

第 4 条 条例第 15 条の 4 第 2 項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第 3 号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、同条第 1 項第 1 号に掲げる事項（電話番号を除く。）であるときは、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添付するものとする。

2 条例第 15 条の 4 第 2 項の規定による利用カード等販売機の使用の廃止の届出は、別記第 4 号様式により行うものとする。

3 前条第 3 項の規定は、前 2 項の届出について準用する。

（掲示及び表示）

第 5 条 条例第 15 条の 4 第 3 項の規定による利用カード等販売機の表示は、別記第 5 号様式により行うものとする。

2 条例第 16 条第 3 項の規定による観覧等制限興行の掲示は、別記第 6 号様式により行うものとする。

3 条例第 22 条の 2 第 2 項の規定による深夜における立入禁止の掲示は、別記第 7 号様式により行うものとする。

4 条例第 22 条の 3 第 4 項の規定による自動販売機等の表示は、別記第 8 号様式により行うものとする。

第 6 条 削除

（観覧等制限指定の年齢の限定）

第 7 条 条例第 16 条第 1 項の規定により、青少年の年齢を限定して観覧等制限興行の指定をする場合は、15 歳に達するまでの青少年を対象として行うものとする。

（販売等制限図書類等とする図書類等の内容）

第 8 条 条例 17 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

ア 大たい部を開いた姿態

イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態

ウ 異性間又は同性間の愛ぶの姿態

- エ 自慰の姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる行為
- イ 強かんその他のりよう辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第 17 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした場面を含む。）とする。

（販売等制限図書類の陳列場所等）

第 9 条 条例第 17 条第 4 項に規定する規則で定める場所は、販売等制限図書類を青少年に販売し、頒布し、交換し、貸し付け、見せ、又は聞かせることができない旨の表示をした容易に監視できる場所であつて、次の各号（同条第 2 項第 4 号に掲げるものを、同項第 1 号に掲げるものを掲載している部分が見える方法により陳列する場合にあつては、第 1 号又は第 3 号）のいずれかに該当するものとする。

- (1) 青少年が自由に出入りできないよう仕切られた場所
- (2) 床面からおおむね 150 センチメートル以上の高さにある場所
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと知事が認める場所

2 条例第 17 条第 4 項ただし書に規定する規則で定める方法は、販売等制限図書類を青少年に販売し、頒布し、交換し、貸し付け、見せ、又は聞かせることができない旨の表示をした容易に監視できる場所において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同条第 2 項第 1 号に掲げるものを掲載している部分が見えない方法とする。

- (1) 包装その他の方法により、閲覧できない状態にすること。
- (2) 背表紙のみが見えるようにすること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと知事が認める方法

（販売等制限がん具類とする特定がん具類の内容）

第 10 条 条例第 19 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状
- (2) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させると人形となるものを含む。）の形状
- (3) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造  
（指定薬品等の範囲）

第 11 条 条例第 21 条第 4 号で規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げ

るものとする。

- (1) トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤及び塗料
- (2) バルビツール酸の化合物及びその製剤
- (3) ブロムワレリル尿素及びその製剤
- (4) ジアルキルアミノアルキルフエノチアジン、その化合物及びそれらの製剤

（深夜における青少年の立入りを禁止する営業の指定）

第12条 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める営業は、個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業とする。

（自動販売機等による図書類の販売の届出等）

第13条 条例第22条の3第1項の規定による届出は、別記第12号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等管理者を置くときは、その者の住民票の写し及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類

2 条例第22条の3第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等を設置する土地又は建物の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び電話番号
- (2) 自動販売機等の設置場所付近の状況

3 知事は、第1項の届出を受理したときは、当該届出に係る届出書に受理番号を記入して、当該届出書の写しを当該届出をした者に交付するものとする。

（自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等）

第14条 条例第22条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第13号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 条例第22条の3第1項第1号に掲げる事項（電話番号を除く。）の変更  
前条第1項第1号に掲げる書類
- (2) 条例第22条の3第1項第5号に掲げる事項の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。）  
前条第1項第2号に掲げる書類
- (3) 条例第22条の3第1項第5号に掲げる事項（電話番号を除く。）の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。）  
住民票の写し

2 条例第22条の3第3項の規定による自動販売機等の使用の廃止の届出は、別記第14号様式により行うものとする。

（多数の青少年の利用に供する施設）

第 15 条 条例第 23 条第 5 項第 5 号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校で 18 歳に達するまでの者が入学できるもの
- (3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 21 条に規定する公民館
- (4) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条に規定する都市公園
- (5) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で別表に掲げるもの
- (6) 公立の体育館、陸上競技場、プール、野球場、サッカー場、テニスコート、武道場及びキャンプ場並びに多数の青少年の利用に供するスポーツ施設で知事が指定したもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供する施設で知事が指定したもの

2 前項第 6 号又は第 7 号の規定による施設の指定は、新潟県報に告示して行う。

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面の記載事項）

第 15 条の 2 条例第 26 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出年月日
- (2) 当該保護者の氏名、住所及び電話番号  
（立入調査員の指定）

第 16 条 条例第 27 条第 1 項の規定により、知事が指定して立入調査等を行わせる職員は、次の各号に掲げる職員のうちから指定する。

- (1) 福祉保健部及び産業労働観光部の関係職員
- (2) 児童相談所及び地域振興局の関係職員
- (3) 少年補導に従事する警察職員
- (4) その他知事が必要と認める職員  
（身分を示す証明書）

第 17 条 条例第 27 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記第 15 号様式のとおりとする。

（推奨の申出）

第 18 条 興行を主催する者、図書又はがん具を取り扱うことを業とする者、放送の事業者等は、条例第 13 条の規定による推奨を受けようとするときは、別記第 16 号様式により申し出ることができる。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 新潟県青少年保護育成条例施行規則（昭和 42 年新潟県規則第 31 号）は、

廃止する。

附 則（昭和 59 年規則第 41 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年規則第 38 号）  
この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年規則第 42 号）  
この規則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年規則第 29 号）  
この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 23 号）  
この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 27 号） 抄  
（施行期日）  
1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 69 号）  
この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 101 号）  
この規則は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 7 号）  
この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の改正規定 公布の日
- (2) 第 10 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に 1 項を加える改正規定、第 11 条の 3 を第 11 条の 4 とし、第 11 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び別記第 16 号様式の次に 1 様式を加える改正規定  
平成 12 年 7 月 1 日
- (3) 前 2 号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成 12 年 4 月 1 日

附 則（平成 13 年規則第 75 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 21 号）

この規則中別記第 13 号様式の改正規定（「第 13 号様式（第 8 条関係）」を「第 13 号様式（第 5 条関係）」に改める部分を除く。）は平成 14 年 7 月 1 日から、その他の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 57 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 134 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 11 号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 31 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 92 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 103 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 119 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 124 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 10 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 24 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 87 号）

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 44 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 1 項第 2

号の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 33 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 23 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置の原則）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年規則第 20 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。